

--	--

議 事 録

会 議 名	第13回 杉並区児童館等のあり方検討会	
日 時	平成18年11月30日(木) 19時00分～21時00分	
場 所	杉並区役所 第9会議室 A・B	
出席者	委 員	増山会長、菅原副会長、川村委員、能登山委員、野田委員、花井委員、吉開委員、中井委員、仁比委員、上原委員、重藤委員
	事務局	[教育委員会事務局] 松岡庶務課長 [児童館] 岡崎成田西児童館主査、大浦堀ノ内東児童館主事、島田下井草児童館主事、畠山和泉児童館主事 [児童青少年課] 白垣児童青少年課長、小林康夫計画調整担当係長、阿部事業係長、林田管理係主査、横関児童館運営係主査、小林武彦事業係主査、土田管理係主事
傍聴者	4名	
配付資料	事前	1 会議次第 2 第12回検討会議事録 3 報告書(素案)に対する意見・要望と検討会の考え方について(案)(資料41) 4 報告書(素案)に対する意見・要望(全文)(資料42) 5 児童館等のあり方検討会報告書(案)(資料43) 6 放課後子どもプランの概要(資料44) 7 館内学童クラブの委託の課題と対応策(資料45) 8 学童クラブの運営委託に関する検証結果(資料46) 9 今後の進め方について(資料47)
	当日	なし
会議次第	1 開会挨拶 2 報告書(素案)に対する意見・要望と検討会の考え方について 3 今後の進め方について 4 閉会挨拶	
発 言 者	発 言 内 容	
1 開会		
会 長	《開会挨拶》	
2 報告書(素案)に対する意見・要望と検討会の考え方について		
会 長	それでは、報告書(案)と寄せられた意見要望の概要を比較しながら、検討していきたいと思います。本日の配布資料について事務局から説明をお願いします。	
児童青少年課 長	はじめに資料の確認ですが、先週のうちに全ての資料を送らせていただいております。次第に書かれているように、資料41から47まで7種類あります。お持ちいただいていない資料がございましたら、挙手をお願いいたします。皆さまお持ちのようですので、これから簡単に説明していきたいと思います。	
児童青少年課 長	《資料41、42、43、44、45、46について説明》	
会 長	それでは、早速、資料41をベースにしながら、必要に応じて資料43も見ながら、確認していきたいと思います。既に、委員の皆さまには範囲を決めて、重点的	

	にチェックをお願いしていますので、その方々から議論の口火をお願いしたいと思います。資料4 1の項目ごとに進めていきたいと思っています。「1 児童館・学童クラブを取り巻く現状と課題」についてはいかがでしょうか。
委 員	その前に事務局に質問ですが、資料4 1というのはどういう形でまとまるものなのか説明をお願いいたします。
児童青少年課長	資料4 1につきましては、この場で「この案で回答する」というご決定をいただきましたら、最終報告書とは別に、区の公式ホームページに「検討会としてお答えします」という形で載せさせていただきたいと思っています。
委 員	ホームページに公開されるということですね。
児童青少年課長	はい。
会 長	よろしいでしょうか。ご意見を寄せられた方にお答えするということですね。各個人に文書で送付するというのではなく、ホームページに掲載するということですね。それとも文書も送付しますか。
児童青少年課長	個別に送付するという事は考えてございません。
会 長	ホームページに掲載すれば、誰でもアクセスできます。資料4 1はホームページで公開される文書ということです。「意見・要望の概要」と「検討会の考え方(回答)」の二つの欄は、そのまま掲載されるということですね。
児童青少年課長	そうです。
会 長	番号「1」に戻ります。網掛部分は報告書を修正する箇所になりますね。
児童青少年課長	はい。
会 長	いかがでしょうか。番号「1」と「2」についてはよろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	続いて「2 これからの児童館の目指すべき方向 全体事項」についてはどうでしょうか。番号「3・4」になります。よろしいでしょうか。 1～3頁については、お二人の委員に重点的にチェックをお願いしていますが、お気づきの点があればお願いします。全体事項はよろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	それでは「2 (1) 放課後の子どもの居場所づくりの再構築」、番号「6～9」に移ります。いかがでしょうか。
委 員	ご意見はごもったもなことがたくさん書かれていて、「ああ、なるほど」という感じを受けました。一番感じたのは、学校の居場所事業と学童クラブをどう考えるかということだと思います。遊ぶ場所・保育をする場所・教育をする場所の住み分けがはっきりしていないということが、全般的に窺えると思います。今後、具体策を立てるわけですが、もう少し明確な言葉で表すことも必要ではないかと思っています。
会 長	番号でいうと「9」の要望を踏まえてということではよろしいでしょうか。
委 員	そうですね。
会 長	「9」の回答については、報告書を変更するところまでは記載していませんが、「検討会の考え方を示しております。」という回答を示してあります。今のご意見は、文面の中に表現してはどうかということですが、いかがでしょうか。 具体的には、「報告書の何頁の何項目をこう変更する」というように発言していただけますか。
委 員	不勉強でそこまでの指摘ははっきりできません。いろいろな場所で、この項目だけではなくたくさんのご意見をいただいておりますが、そういう意見が多かったということです。

会 長	<p>報告書の頁としては4頁の「2（1）」に関わる部分だと思います。今のご意見と並んで、資料41の2頁目、番号「9」の意見・要望の概要に「杉並モデル」というようなものに特徴づけられるほど鮮明な報告書になっているかということが問われるわけです。願わくば、この報告書を読んで別名「杉並ビジョン」と言われるような、斬新な特徴を明確にしたものであってほしいと思いますが、「そういうものになっていませんよ」というご意見だと思います。</p> <p>手堅くは書いてあるが、具体的に求められている回答が書かれていない。かゆいところに手が届いていないということだと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>確かに報告書としては総論となっていることは否めないと思います。杉並区の掲げるビジョンは、報告書の「注6 地域ぐるみで教育立区」で書かれているスローガンにも表されているという解釈で議論が進みました。そういう意味では、意見・要望でいただいている「杉並モデル」というものが、個々の具体策のレベルをイメージされているのであれば、ストレートに答える必要はないというか、答えることはできないと思います。</p> <p>また、この回答に「例」を出しても仕方がないと思います。ですから、この答え方で良いと思いますが、詳細なご意見をいただいていますので、それに対して、漠然と答えるという全体感が出てしまうのをどう防ぐか、若しくはポイントポイントで防げばよいのかというのが気になりました。</p>
会 長	<p>質問は具体的ですが、回答が「漠然とし、かつ、今後検討する。」というようになっていくことが気になりますね。間違っただけではありません。</p>
委 員	<p>間違っただけではありません。</p>
会 長	<p>どうでしょうか。</p>
委 員	<p>実際に議事録の中から、この部分に比較的近いものを示していくということは、できないものでしょうか。</p>
会 長	<p>これまでの議論の細かい内容を含めてということですね。</p>
委 員	<p>議事録も公開情報になっておりますから、「第何回の議事録で別の例として議論をしています」というように示せないでしょうか。</p>
児童青少年課 長	<p>今のご指摘を踏まえたと、資料41の番号「9」の回答としては、報告書4頁2（1）の記述に集約されますというようにならざるを得ないと思いますが、そのプロセスの中でご指摘のような議論がきちんとされましたということ、議事録から摘んで記述するということが可能だと思います。そういう議論がされた上でこういう文章に集約されましたと。</p> <p>あり方検討会では、基本的な児童館・学童クラブのあり方の方向性をお示しいただき、それを踏まえて区として具体的にどうしていくかを考えていくという枠組みで最初からスタートしていますので、回答としてはそういうことになりますが、プロセスとしてご指摘いただいたことは議論してまいりましたということ、議事録から引っぱって記載することは可能です。</p>
会 長	<p>議事録は公開されていますよね。どのように公開されていますか。</p>
児童青少年課 長	<p>あり方検討会の資料とあわせて、区公式ホームページに掲載しております。</p>
会 長	<p>そうすると、この回答が掲載された場合も、「第何回の検討会で議論しましたのでその議事録をご覧ください」というようにすれば、見ることができるわけですね。</p>
児童青少年課 長	<p>あるいは、少し要約して具体的に記載することもできます。</p>
委 員	<p>これだけ具体的なご意見をいただいて、総論で答えてしまうと、ものすごくお役所的になってしまって、我々が検討したことは大変熱く議論ができたと思いますけれども、ここだけを見ると、すごくお役所的な回答を受けるイメージを受けてしまいます。第三者が見て、そういうイメージにとられるのは良くないことだと思います。</p>

会 長	<p>そういうことで良いかと思いますが、それでもなお、ご意見がある方はいらっしゃいますか。よろしいですか。</p> <p>我々は議論を積み重ねてきて、具体的なことも議論したうえで、こうした言葉としてまとめられたわけですから、その一字一句の裏にある議論のイメージが沸きますが、初めてこの報告書を読んだ方にとっては、非常に抽象度の高いもので、具体的なところはどうかというご質問は、やむを得ないものだと思います。</p> <p>ですから議事録レベルまで細かく回答するという事は、この項目に限らず、全体のスタンスとしていきたいと思います。</p> <p>資料4 1「2（2）年齢層ごとのニーズや施設の状況に応じた特色のある運営の推進」に移りたいと思います。これもそうですね。検討の段階では地図まで広げて検討した訳ですが、回答ということになると「今後、区が検討を行うべきであると考えます。」となってしまいますね。これも、先ほどと一緒に議事録から引っ張ってくるということでよろしいですか。</p>
	《異議なし》
会 長	「2（3）地域の子育て支援の拠点としての機能強化」、「（4）協働等の推進とコーディネート機能の強化」、番号「11～14」はいかがでしょうか。
委 員	<p>番号「14」に「コーディネーター」としての職員のあり方について、「児童厚生職だけでなく」とありますが、そのあたりを心配されているご意見を良く聞きました。ここの具体的な内容が書き表されていれば良いと思いました。</p> <p>これも先ほどの問題と同じで、検討会の中では「そうしていただきたい」という議論をしましたが、このあたりを質問される方が多かったです。</p> <p>現実的にも児童館職員に事務職職員が従事するということがあるので、一気に変わることがあるのだろうかという疑問を持たれている方もありました。</p>
会 長	具体的には「報告書の何頁の何項目のどこにこういう言葉で変更したい」と言っただけですか。
委 員	<p>報告書4頁の「（4）協働等の推進とコーディネート機能の強化」の文言だと思います。</p> <p>果たして、ここまでコーディネートされるべく職員が、きちんと配置されるのかという質問を受けたことがあります。</p>
児童青少年課 長	<p>番号「14」の質問の趣旨ですが、「児童厚生職だけではなく、その他の児童館職員の専門性をどのように高めていくのか」ということだと思いますが、質問の趣旨に若干の誤解もあるのではないかと思います。児童館の職員については基本的に全て専門職です。ただし、館長職については一部事務職がいます。</p> <p>そのことをご理解されて、「事務職館長の専門性を高めるべきだ」というご意見というように受け止めさせていただきました。事務職館長のコーディネート機能をどうやって高めるかという方法論につきましては、検討会として書き込むのは難しいと思いますので、それを意識してこのような回答とさせていただきました。そのことも踏まえてご検討をお願いいたします。</p>
会 長	報告書9頁「（5）保護者・家庭支援の充実」の一つ目の○に記載されている専門研修に含めて考えるということでよろしいですか。
	《異議なし》
会 長	資料4 1「3 ニーズに応じた特色のある児童館づくり」は検討会でもずいぶん議論した項目です。「（1）乳幼児親子の利用促進に向けた取組み」、番号「15～19」はいかがでしょうか。よろしいですか。
	《異議なし》
会 長	<p>「3（2）学童クラブと小学生の居場所づくり」の「①安全・安心な居場所の確保」、番号「20～29」はいかがでしょうか。</p> <p>番号「26」に「保護者と子どもの意識がこのように大きく違うということは、本文中に明記したほうが良いのではと考えます。」とありますが、他にも「親のニ</p>

	<p>ーズに応えるものであって、子どもの声に応えるものになっていないのではないか。」という意見がありました。そういうことを重ねて考えますと、我々はぜひふんと子どものニーズをじっくり考えたつもりでしたが、「できあがった報告書の印象は親のニーズに応えるものだ」という受け止め方をされたということは、もう少し子どもの意識や声を受け止め、配慮しているようなニュアンスの出る表現にしたほうが良いのでしょうか。</p>
委員	<p>特にここで記載されている検討会の考え方をこう変えた方が良いというまでの意見ではありませんが、大人が検討しているから子どもの活き活きした視線が感じられるかといえ、それはなかなか難しいと思います。</p> <p>育成時間の議論をするときでも、子どもが育っていく過程の中で、自主性や生活圏の拡大というものを大切にしながらというご議論もありました。一つひとつ見ていきますと、フルタイムで働いている親御さんにすれば、午後6時までの育成時間では厳しいという切実な思いは良く分かります。</p> <p>それを踏まえて、子どもにとってはどうなのかという議論もあったと思います。中高生にしてもどうしたらもう少し交流ができるかなど、児童館の中で遅くまでいる姿、あるいはもっと遅くまで児童館を開館すればもっと遅くまでいるのではないかとこのところまで、様々な議論を行ってきました。</p> <p>子どもが語るような言葉では、報告書としては記載されていませんが、ご議論としてはかなり踏み込んでしていただいたと思います。それが、上手くこの短い検討会の考え方の中に少しでも盛り込めれば良いとは思いますが、議論としてはきちんとされたと思います。</p>
会長	<p>これも先ほどの議事録と一緒に、少し丁寧に補っていただきたいと思います。文面としては、今もご指摘があった報告書6頁の「(2)学童クラブと小学生の居場所づくり」の「①安全・安心な居場所の確保」の最初の○には「子どもの自主性や生活圏の拡大を大切にしながら」というくだりには、「ただ囲い込むものではない」という意識が我々にはありますし、最後の○のNPO等については、「公園や屋外が子どもにとって、安全・安心な場所になっていくと考える。」つまり、そういうところも含めて、子どもたちが生活していくというところに、議論が反映されていると思います。</p> <p>これまでの議事録などを含めてお伝えできれば、全体として、子どもたちの生活・要望も充分配慮しているという回答ができると思います。</p>
委員	<p>一つご提案ですが、検討会の考え方としては色々なご議論を踏まえた上で、スペースの関係もあり長々と答えるわけには行かないということもありまして、こういう表現になっていますが、この検討会の考え方を公表するときに、前文的に触れても良いと思うのは、検討会全13回の中で、いただいたご意見・要望に関わる部分が多々あったということ。そういう意味では議事録も是非参考にさせていただきたいということ。もう一つはこの検討会自体が、基本的なあり方・方向性を示して、その方向が実現するように区に対して提言するものであるから、あまり個々具体的な施策に対してまでお答えできないという面があること。検討会としてそういう方向性を示すものであり、その方向性に沿った検討を区に委ねるものだというこの二点を、最初に説明していただきたいと思います。</p> <p>どうしても回答の中では、「提言を受けて区が取り組みなさい。」という言い方をしている箇所が多くなっています。そもそもそういうものであるということ、説明してはいかがかというご提案です。</p>
委員	<p>それは、報告書の「はじめに」の部分に記載するのですか。</p>
委員	<p>一つの案としては、資料41に「報告書(素案)に対する意見・要望と検討会の考え方について」という表題があり、いきなり「意見・要望の概要」と「検討会の考え方(回答)」から始まっていますが、この間に記載しても良いと思います。</p> <p>基本的な考え方をお示ししてはいますが、議論はいろいろありました。議事録も公開されていますので、是非お目通しいただければということと、方向性を指し示すものであって、基本的にはその方向性に沿った具体策の検討は区に委ねてい</p>

	くものであるということ。 その二つを記載し、それを踏まえて読んでいただくと少しは違うと思います。
会 長	今のご提案は非常に的確だと思いますけれどもいかがでしょうか。 「報告書（素案）に対する意見・要望と検討会の考え方について」の前文のような形で、あり方検討会の報告書のスタンスというか性格に関わる内容を書いてはどうかということです。 非常に具体的な事への質問が出されていますが、既にこれまでの検討会で、出されているような課題は議論したということが、議事録等々を参照いただければ分かります。また、回答の多くに「区が検討を行っていくべきものと考えます。」というくだりがたくさんありますので、そもそもそういう性格のものだということがご理解いただけたと思います。そこに書き込むという形をお願いします。
委 員	そこに是非、報告書「はじめに」の一番下に書かれているように、「子ども自身との意見交換会を実施した」ということを記載してほしいと思います。
委 員	これだけのご意見を具体的にいただいている回答ですので、まずお礼から入り、我々検討会の顔を見せたいと思います。
会 長	よろしいでしょうか。要点はいくつか出されましたので、それらを盛り込んで作文をお願いいたします。
児童青少年課 長	分かりました。
委 員	議論が少し戻ってしまいますが、資料4 1の番号「26」を読んで、回答は的確で良いと思います。あらためて報告書6頁「(2)①」の二つ目の○を読み返して見ると「利用者の利便や学校の余裕教室の」とありますが、ここが引っかかりました。「利用者」というと預けている親なのか、それとも子どもなのか。「利用者」というのが子どもの目線ではなく親の目線を強調しているのではないかという印象を受けました。 前回皆さんと検討したときには、全然引っかかりませんでした。あらためてこのご意見を読むと、そういうところが大人のメリットを優先させているという印象があるのではないかと思います。だからどうした方が良いというのはありませんけれども、引っかかったところです。
会 長	ここは言葉を変えた方がよろしいですね。恐らくこういうところから、大人の目線という印象をもたれていることは間違いありませんね。この利用者というのは誰を指しますか。
委 員	恐らく、親と子どもの両方ではないでしょうか。
児童青少年課 長	保護者と児童の両者を踏まえて書いてはいますが、「利用者」というと「保護者」という印象を持たれるきらいがあるのではないかと思います。
会 長	ここは、子どもの視点で書かないといけないのですか。
委 員	二つ目の○は、保護者も含めたどちらかという大人の目線です。三つ目の○のただし書き以降を、厚みをつけるなり柔らかい言葉を使うなりして、使う側の子どもの意見を踏まえるということを入れると良いと思いますがどうでしょうか。
会 長	「利用者の利便」というところは、用語の検討ということでお願いします。これまで「利用者」という言葉は使用していましたでしょうか。
委 員	使用しています。5頁の「3 ニーズに応じた特色ある児童館づくり」の(1)②に「利用者の少ない午前中の時間に」と一例を挙げればこういう例はあります。この場合には、親御さんになります。利用者というのは児童館を利用する方ですから、子どもさんの場合もありますし、親御さんの場合もあります。
会 長	6頁の「利用者」は子どもですかね。
委 員	「子どもや保護者の」でよろしいのではないのでしょうか。
児童青少年課 長	そこは明確に「子どもや保護者」というように修正したいと思います。

会 長	5頁の「利用者」はこのままで良いと思います。6頁(2)①の二つ目の○の「利用者」は「子どもや保護者」に修正をお願いします。 それでは、番号「20～29」はよろしいですね。続いて「(2)②学童クラブの需要増への対応」、番号「30」はいかがでしょうか。
委 員	「30」については、久我山学童クラブのかなり個別具体的なお意見だと思います。
会 長	こちらは全文、資料42「報告書(素案)に対する意見・要望(全文)」4頁にあるように、会長である私あてになっています。回答(案)の文面は、具体的なことは書き込まないというスタンスになっています。
委 員	これこそ先ほど言ったように、議事録を見ていただきたいとは思いますが、そのときもかなり議論しました。教室を隔てる壁のこと一つをとってみてもそうです。前文ではっきり書くのでこれでよろしいのではないのでしょうか。
委 員	実際に見に行きましたが、これしかできないのではないのでしょうか。
会 長	では「30」までよろしいのでしょうか。続いて「(2)③学童クラブの育成時間の延長等のニーズへの対応」、番号「31～33」はいかがでしょうか。
委 員	「32」の意見要望についてですが、この部分については恐らく安全に対しての不安感を訴えているものだと思います。それに対する回答が、「就労時間の長時間化や就労形態の多様化が進んでいる現状を踏まえると」となっています。報告書7頁では「③学童クラブの育成時間の延長等のニーズへの対応」の最初の○で、「子どもの安全・安心を脅かす事件が多発する中で、延長のニーズが高まっている。」というくだりになっています。そこも踏まえて検討したということを回答に盛り込むべきではないかと思いました。
会 長	回答の文面をもう少し補足するということですのでけれども、どうでしょうか。
委 員	報告書「3(2)③」の一番目の○と二番目の○が、それぞれニーズを捉えて、その後課題を記載しています。ニーズが高まっていることの背景として、子どもの安全・安心が脅かす事件が多発しているということと、就労時間の長時間化や就労形態の多様化が進んでいるという二つの背景が別々に記載されていますが、この二つを一つにまとめて、一つ目の○とし、それに対して「学童クラブは子どもの自力通所が原則であり、子どもの成長や発達の観点から考えると、慎重に検討されなければならない。と同時に、長時間保育の子どもへの影響や家庭事業者への責任との兼ね合いを考えれば、実施する場合でも、必要最低限の時間に留めるべきである。」というように、それぞれ分けるべきではないかと思いました。その方が分かりやすいと思います。
会 長	それは回答の方ですか。
委 員	報告書本文になります。
委 員	アップダウンが激しいですね。
委 員	文脈が少しうねっていて、まとめた方が良いと思います。
会 長	どうでしょうか、報告書7頁の本文ですけれども。最初の二つの○をどうするかということですが。
委 員	今のご発言はニーズ・背景をまとめて、それに対してこう考えるという考え方をまとめるということだと思います。そうしますと、「子どもの安全・安心を脅かす事件が多発する中で、延長のニーズが高まっている。また、就労時間の長時間化や就労形態の多様化が進んでいる現状がある。」というのが、背景・ニーズになりますね。これを一つ目の○にした上で、「そうした状況の中であっても、学童クラブは子どもの自力通所が原則であり、子どもの成長や発達の観点から考えると、慎重に検討されなければならない。」というような形で、ニーズ・背景の部分と対処すべき部分を、まとめてしまうということですね。
委 員	その方が分かりやすいのではないかと思いました。

会 長	<p>最初の○の、「育成時間の延長ニーズが高まっているが」というくだりは、付け足しになります。「安全・安心を脅かす事件が多発する」ということが主で、それに即して「ニーズが高まっている」となっています。二つ目の○の「就労時間の長時間化や就労形態の多様化」というのは、事件が起ころうが起こるまいがあるわけです。それと区別してもっと保育をお願いしたいということですので、分けているのではないのでしょうか。</p> <p>本来、事件が起ころうと起こるまいと、就労時間の長時間化や多様化の中で長時間保育を求める声があるということと、今子どもの安全・安心を脅かす事件が起きているので、それに対して時間延長という声が出ているけれど、それは本来質が違うので分けていないのではないのでしょうか。</p> <p>逆に混ぜてしまうとおかしくなりませんか。分けておいたほうが素直というか、そのようにも読めますけれども。</p>
児童青少年課 長	<p>そうですね。一つ目の○は、今そういう事件が多発しているけれども、そういうことに捉われて直ぐに即応するという点については、慎重に考えるべきだということです。ただ、会長が言われたように、就労時間の長時間や多様化は、一時的なものではなくて、今後もっと進んでいく可能性がありますので、ここを考えれば、安全・安心の問題がなくとも考えるべきでありますので、そういう意味では分けられると事務局では考えております。</p>
委 員	<p>事件はますます多発してくるのではないのでしょうか。多発してくるから、長時間で遅くなるのは余計心配というように、相互に関係があるのではないのでしょうか。</p>
児童青少年課 長	<p>それを同じレベルで考える問題なのかどうかということだと思います。</p>
会 長	<p>分けておいた方が良いのではないのでしょうか。</p>
委 員	<p>実際、安全・安心を脅かす事件があるので、以前であれば、早帰りで自分で帰宅するということが多かったですが、今は保護者の口から「クラブに置いておいてもらって、お迎えに行き連れて帰りたい」というのが増えていますので、少しニュアンスが違うと思います。</p>
会 長	<p>最初の○と二つ目の○が「しかし」という言葉でつながれてしまっているので、むしろ切ってしまった方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>はっきりと違うレベルのことであるということにしないと、混乱してしまうのではないのでしょうか。とりあえず「しかし」ととれば良いのではないかと思います。よろしいのでしょうか。</p>
	<p>《異議なし》</p>
会 長	<p>資料41の「3（3）中・高校生の居場所づくりと自立応援の推進」、番号「34」は「教育委員会とも連携しながら」を入れます。いかがでしょうか。よろしいのでしょうか。</p>
	<p>《異議なし》</p>
会 長	<p>資料41の「3（5）保護者・家庭支援の充実」、番号「35～37」はいかがでしょうか。ここでは、加筆が「35・36」にあります。</p>
委 員	<p>小さい話ですが、「37」の意見のところ「ノーバディーズパーフェクト」という横文字がありますけれども、これは読んでいる人が分かりますでしょうか。注釈か何か必要ではないのでしょうか。</p>
委 員	<p>もう少し前、「19」にもありましたね。</p>
委 員	<p>質問者の意図をもう少し補足してあげないと、読み手は分からないのではないのでしょうか。</p>
会 長	<p>同じ方のご意見ですか。</p>
事 務 局	<p>別の方のご意見です。こちらについては、たまたま子ども家庭支援センターで「ノーバディーズパーフェクト」というプログラムを実施していきまして、それを受講した方が非常に素晴らしいということで、ご意見をいただいているものでございます。</p>

会 長	それは良いことですね。必要なことは取り入れていって欲しいですね。ただ、今のご意見は注釈が必要ではないかということです。
児童青少年課長	実際に実施している事業なので、注釈を入れたいと思います。
会 長	最初のところに出てきた「19」のところに、注釈をお願いします。ここまでよろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	資料41の「4 協働等の推進」に移ります。いかがでしょうか。課題が残っている部分が10頁にありますが、とりあえず9頁まで何かありますか。
委 員	ここも同じく、意見を読んでいて分かりにくいと感じたところが「40」の、上から6行目「前回の懸念を払拭する何か」とありますが、読み手からすると「前回の懸念」というのは何かと疑問に思いました。
会 長	これは注釈には馴染まないような気がします。
事務局	これは資料42の2頁の番号「40」の②に全文が載っております。
会 長	なかなか注釈も付けにくいし、説明も難しいですね。
児童青少年課長	先ほどの「ノーバディーズパーフェクト」と違い、普遍的なことというよりは、個別具体的なことで、この学童クラブにいる特定の保護者方の個人的なお考えですので、それが何かということ特定するのは、難しいことだと思います。
会 長	「2学童クラブの検証結果をふまえ、今後、区が方針を策定すべきであると考えます。」というように全て包み込む形で記載してありますので、それによろしいかと思えます。よろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	資料41の10頁にまいります。ここは冒頭で説明がありましたが、番号「42・43」については、「今日の検討会で再検討し、その結果をふまえ回答」となっています。児童館内学童クラブの委託問題については、資料45になります。平成16年12月の提言書も踏まえて、ご議論をお願いしたいと思います。報告書本文で、こうした課題を引き取って触れるとすればどの部分になりますか。協働の部分になりますか。資料45について、もう少し説明をお願いできますか。
児童青少年課長	資料45でございますが、冒頭ご説明申し上げたとおり、平成15年度の外部委員も交えた検討会での検討結果でございます。課題が三つございます。一つは「区の職員と命令系統が異なる職員が学童クラブに配置されることにより、児童館施設の管理、運営面など、子どもに対する指導方法を含め、詳細なルールづくりが必要となる。」ということです。どういうことかと申しますと、児童館内の学童クラブだけを区の職員とは別の法人に委託したとして、それによって、学童クラブの子どもたちが育成室の中から一歩も外へ出ないということであれば、単独学童クラブと一緒にすけれども、実際に今も学童クラブの子どもたちは、遊戯室等の他の部屋で一般来館の児童とも遊んでいます。学童クラブの子どもたちと一般来館の子どもたちが一緒になるということは、職員も区の職員と法人の職員が、遊戯室等で一体的に子どもを見ることになるということです。その時に、指揮命令系統が混乱しないのかとか、あるいは、子どもをめぐる教育的な指導育成方針が矛盾しないのかというような問題に対する詳細なルールづくりが必要ではないかということです。そういうものがなければ、子どもに影響が及ぶ形になりかねないということが一つです。二つ目は「学童クラブの職員と一体的な児童館運営ができなくなることから、児童館運営に必要な職員配置などシステムづくりが同時に必要となる。」とあります。学童クラブと児童館の職員配置については一体的に運営を行っていて、標準的な規模の地区児童館におきましては、常勤職員として児童館担当が3人、学童クラブ担当が2人の体制をとっています。

	<p>一応そのように分担しておりますが、実際の場面場面では、どちらの担当ということではなく、上手く連携を取り合って事業を行っています。ちなみに単独学童クラブにつきましては、そういう連携が図れませんので、若干児童館内の学童クラブの職員配置よりも体制が厚くなっております。基本的に単独学童クラブになりますと、31人以上の児童が入会する場合は、常勤職員2人に嘱託員1人がプラスになります。逆に館内学童クラブでは、その嘱託員1人の部分を児童館の職員体制の5人のスケールメリットの中で実施しています。</p> <p>ですから、そのあたりがどうなのかということです。法人が違うわけですので一体的な運営ができなくなるのではないかと。そのあたりの連携の仕組みづくりがないと、非効率というか上手くかみ合わないことが生じるのではないかとというのが二つ目の課題です。</p> <p>三つ目の理由は、一番分かりやすいところで、「受託法人の事務スペースの確保など、児童館内での物理的なすみわけが必要となる。」ということです。別法人ですので法人独自の事務室スペースが必要だろうということです。</p> <p>事務室をどこに確保できるのか、できないのかということは、大前提としてそういうスペースがないといけないということがあります。</p>
会 長	今の説明を念頭に置きながら、番号「42・43」はいかがでしょうか。
委 員	<p>「42・43」の意見・要望を読んで率直に思ったことは、先ほど他の委員からお話がありましたが、このあり方検討会で検討してきたのは、民間だろうが行政だろうが担い手が変わろうが、あるべき児童館・学童クラブのあり方について検討してきましたので、あえて手法まで踏み込んで検討会で検討しなければならないのかと思いました。この部分は先ほど提案があったように、冒頭前文のところで全て説明ができるように思いました。</p> <p>ただ、ここに記載されているように、平成20年度に向けた委託学童クラブの選定を控えているようであれば、「今回のあり方検討会の検討結果を踏まえて、早急に具体案の策定にかかるべきである。」というように回答して良いと思います。</p>
会 長	何も回答しないで真っ白という訳にはいきません。番号「43」の意見・要望の概要の後ろから6行目に、「平成20年度に向けた委託学童クラブの選定については、児童館の内外問わず同じ土俵のもとで選定が行われると認識していたが」とありますが、この認識についてはいかがですか。
児童青少年課 課 長	<p>これにつきましては、先ほど委員からもご指摘がありましたが、どこまでこの検討会で具体的に方向性を示していただけるかということとは別にいたしまして、第1回目の検討会で配布いたしました資料5「あり方検討会の設置の背景と課題」の中で、学童クラブの委託の進め方については、この検討会の課題であると整理させていただきます。</p> <p>単独学童クラブにつきましては、既に委託方針が示されていますけれども、館内学童クラブにつきましては、平成15年度の検討会で課題として示されたことに対する答えがまだ出ていませんので、委託先の候補の中に組み込まれていません。これについてどう考えるのかということは、一定程度ここで議論をしていただくということになっていた訳です。</p> <p>繰り返しになりますが、どこまでそれを明確に示すかということについては、ある部分は区に委ねることもあってしかるべきかと思いますが、全く無回答という訳にはいかないと思います。</p>
委 員	読んでいる方にとっては、一番聞きたいところというか、どこがどういう風に委託になっていくのか、気にしている方が多いのかもしれないですね。ここが一番聞きたい、本音で聞きたいというようなものを感じます。
委 員	この検討会に入るときに、学童のあり方検討ということが一番最初に問われていたものですから、当然こういう疑問符を打たれる方が出てくると思います。私たちは、もう少し広い意味で検討してきました。先ほどお話があったように冒頭に前文が入りますので、こういうご意見に対してのお答えは、20年度という早急なものですから、今後の作業部会にこういう方向性を持って期待するというようなことを

	謳った方が良いと思います。
会 長	資料４６「学童クラブの運営委託に対する検証結果」は、松ノ木小と新泉学童クラブの委託の経過・状況が出ています。
委 員	ホームページにどのように掲載されているか分かりませんが、資料３６として「区民・NPO等との協働化のイメージ」をいただきましたが、これを見て私は「えっ」と思いました。「何だ、もう、こういう形になっているんだ」と少し悲しい感じで見ていました。逆に、これをもう少し分かりやすいものにして提示するというのも、一つの方法ではないかと思いました。 資料３６は区としての考え方であって、私たちが考えたものではないですよ。それは違うということを示すことは大事なことだと思います
委 員	こうではないとして提示する訳ですか。
委 員	区としてはこう考えているけれども、「杉並区からの答え」と同じような形で、提示したら良いと思います。実際に私たちはここまで細かく話をしていないと思います。私も個人的に意見を言わせてもらったことはありましたが、踏み込んで議論してはいないじゃないですか。そしてこういう資料が出てきて、私たちはいただいたものではありますが、これを添付するという形ではいかがでしょうか。
委 員	そうすると、杉並区からの答えで、まさにその道筋を目指すのではないということになりませんか。
委 員	でも、明らかに私たちは議論をしていませんから。ですから、これに出せませんし、あと何分間ではこの答えは出てこないと思います。
会 長	番号「４４」以降は「杉並区からの答え」というようになっています。これは区でない答えられないものですのでそれはそれで良いと思います。 ただ、「４２」以降を「杉並区からの答え」というようにすると、この「４２・４３」のニュアンスは違ってくると思います。 ご指摘されたように、資料は区から検討会に出されたということで出すのも少し違う気がします。
委 員	資料３６は絵的に受けとめる人のイメージで変わってきてしまうと思います。もの凄く綺麗に端的に書かれていますので、「この計画ありきだな」と私もドキッとしました。この検討会以前に「ここまでの話しがあったの」という受け止め方を個人的にしました。非常にインパクトが強いものですので、私はこれを見せるのは反対です。もの凄く危険だと思います。
児童青少年課 課 長	この資料３６は、あくまでも議論のプロセスの中で出したイメージ図です。これを区として意思決定をした訳ではないので、これを回答としてしまうと、区の方針がこういう考えで固まっているととられてしまいます。
委 員	一つのモデルですよ。
児童青少年課 課 長	「こういう形もあるのではないのでしょうか」という投げかけのための資料になります。
委 員	報告書の「４ 区民・NPO等との協働等の推進」の部分の検討については、それほど十分に議論はされていません。それで、この中であえて言っているとすると、私たちが検討したのは児童館の大きなあり方ということで、学童クラブ事業は児童館の一事業というような捉え方ですので、報告書１０ページの「４（１）多様な担い手の参画に向けて」の三つ目の○で答えているといえれば答えています。 特に否定はしていないし検討もしていません。実際には、私自身一体的運営でやっているの、職員が児童館内の学童クラブを委託するのはいろいろ難しいというのは率直な思いです。その理由は委託の課題に挙がっているとおりです。 実際先ほど課長からお話がありましたが、学童クラブの担当だけが学童の子どもを見ている訳ではないし、学童クラブの子どもの生活の場として育成室は利用していますが、それ以外の児童館スペース全体で遊んでいます。そこで何かトラブルが起きたときは、クラブの子どもは一般利用の子どもと遊んでいて、そこで起きたことは、クラブの子はクラブの職員が注意しに行く訳ではなく、その場にいる児童館

	<p>担当職員や学童担当職員が注意する訳ですから、そのところで違う二つ運営形態が入ったときに、子どもが凄く混乱するのではないかと思います。</p> <p>もともと別事業である児童館と学童クラブを一体的に実施してきて、そこを上手くやりながら今に至っていますので、経験からお話しするので分かりにくいとは思いますが、子どもが混乱するのが一番心配なので、十分なルール作りは必要になると思います。</p>
会 長	<p>ご指摘のように「42・43」については、報告書10頁の「4（1）」の三つ目の○の部分だと思います。</p> <p>「一部の事業をNPO等に委ねる」とあり、一部の事業の中身が何を示しているかということもありますが、児童館内学童クラブも含めて一部の事業というように考えられます。</p> <p>一方では課題も出されていますので、これからの時間でそれらをさらに詰めて議論するとなると、かなり時間をとらなければならないでしょうが、報告書としては前文に基本的なことを書く趣旨からして、報告書10頁の「4（1）」の三つ目の○に書かれているということ的前提としつつ、回答はもう少しこうした方が良いということがあればお出しただいて、文面としては、もう少し時間の許す限りご意見をいただきながら、まとめるところは事務局と会長・副会長で練らせていただくということになるでしょうか。</p>
委 員	<p>報告書10頁は、非常に重要なことが書かれていると思っていて、いろいろなご評価がありますけれども、区民やNPO等との力を活かしていくという方向性は一つあると思います。それについては是認するけれども、むしろ「（2）進め方と留意する点」に大事なところがあって、ただ進めれば良いというものではありません。</p> <p>人材育成の問題や力量の向上というのは、当然一定レベルに達していないといけないということですし、地域との連携ができる団体でないといけないということになっています。むしろ注文というべきか、進めていく上で、こういうところに留意しなければいけないということに、力点があるのだろーと思います。</p> <p>資料41の番号「38」の回答欄には、「協働等が進んでも、現在の児童館の機能が低下することがないよう、進め方と留意すべき点を明記しております。」となっています。ここの部分は、例えば番号「40」でも、繰り返して良ければ書いておいても良い内容だと思いますし、大きな流れとして、区民・NPO等の力を取り入れていくという方向性があったとしても、そういうところできちんとした原理原則を立てて進めていくということ、検討会としては論じたというニュアンスになるろーかと思っています。</p>
委 員	<p>私もこの意見・要望に関して、個別に「これもあった、あれもあった」と議論する必要は、この検討会には必要ないと考えています。検討会報告書の目次を見ていただければ分かるように、確かに協働は大きなテーマではありましたが、それだけを検討する検討会ではなかったはずですが。</p> <p>ただ、今まで過去に16年の検討が行われたように、残課題になっているテーマの一つだと思います。不完全燃焼のまま前回の検討会課題が残っていて、この意見につながってきていると思いますから、そこについて、今回の検討会での回答の部分とその中での位置付けといいますか、「学童クラブ」と「委託」という二つの言葉だけでこの話がありますから、そこにだけ焦点を当てた検討会でないということは、明確に答えて良いと思います。</p> <p>それから資料45をいただきましたが、事業の外部への委託というのは、いろいろな産業でも出てきていますし、公的な仕事の中でも出てきています。事務スペースの確保については、もの凄く年々法解釈が変わっています。極端な話、公的な前例で申し上げても、机が島になっていて、上に「ここはどこの業者が委託している」と出ているだけでも何ら問題はありませぬ。子どもが体育館や遊戯室で遊んでいる中に混在しています。一緒になってやっているわけではなくて、それぞれ役割があって入っている訳ですから、場所が同じでも関係ないはずですが。</p>

	その辺は議論が難しいので、特にこの課題を一つひとつ潰していく必要もないと思います。
会 長	いかがでしょうか。
委 員	今、派遣法の問題もありまして、委託と派遣の違いや指揮命令権はどうかということについて問題になっているところですが、それに対しての運営のルールというものは、個別に作成したものを労働省なりが審議をします。もの凄くリアルにやっついていかないと、向こうも答えないぐらいのレベルのものだと思います。 実際に委託業者が出てきたときに、それを審議させるということで進んで行くと思います。
会 長	それでは「42・43」のところの回答ですけれども、一つは報告書10頁について、それらの趣旨を含んでいるような部分を「ここでこのように受け止めています。」と記載し、それから「留意すべき点」を明記するというのも含めて記載するということがよろしいでしょうか。 踏み込んで、この会に出された資料36参照ということになると、まだ少し理解の面で不十分になると思いますので、それは控えた方が良くと思います。報告書に基づいて回答するというところでよろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	では今出された趣旨を受け止めて、事務局と私と副会長で調整させていただくというところでよろしいでしょうか。
委 員	質問ですが、この20年度に向けた委託学童クラブの選定というのは、どうなりますか。
児童青少年課 長	まだいつという明確な時期は決めていません。ですから、どのクラブということも決めていません。これについては本日お配りした資料46の新泉・松ノ木小学学童クラブの検証結果と、先ほど申し上げたように、この検討会でも一定程度議論していただくということになっていましたので、この検討会が終わったことを受けて、今後方針を出していくということになります。まだいつ出すか、どういう形で出すかということは白紙の状態です。
会 長	それでは引き続き、番号「44」から最後までになります。「45」からは「その他」となります。全体として「杉並区からのお答え」というようになっています。よろしいでしょうか。
	《異議なし》
会 長	以上で資料41「報告書（素案）に対する意見・要望と検討会の考え方」の回答を終了いたします。 もう一度復習しますと、このホームページに掲載する検討会の回答については、前文を付けて検討会の性格と報告書の意義を記載します。あくまでも方向性を指し示すものということであって、これまでの議論の中で出されてきたもの、議事録なども含めて是非お読みいただきたい。それらの内容についても、回答の中で必要なものを回答していく。ということも含めて、前文を付けておきたいと思います。 それから、報告書を直さなければならない箇所については、2箇所ほどです。6頁の「(2)①」の二つ目の○で、「利用者」を「子どもと保護者」というように具体的に記載する。7頁の「(2)③」の二つ目の○の「しかし、」を削除するところでは、 文面としては、新たに付け加わったところは2箇所になります。既に下線が引かれている部分について、報告書1頁、7頁、9頁は修正になります。 資料41については、前文に基本的なスタンスを記載しますので、そこに尽きますが、「今後、区が検討を行うべきであると考えます。」というところについては、それぞれ必要な項目を記載するということがよろしいでしょうか。
委 員	報告書6頁「(2)①」の四つ目の○で、「NPO等の地域の多様な担い手」のところ、非常に些細なことですが「担い手等」と「など」という言葉を入れた方が、現状としては良いのではないかと思います。

会 長	どういう意味でしょうか。
委 員	NPOもまだそれ程育っていない状況もありますし、地域の多様な担い手というの、まだまだ杉並では育っていないように思います。ですから「担い手など」としていただきたいと思います。
会 長	正確に発言の趣旨が分からないのですが、「NPO等」とそこに「など」が入っています。そうしますと「NPO等の地域の多様な担い手等と連携して」と「など」が複数入って分かりにくくなりませんか。
委 員	担い手と言い切るほど、まだ力量が伴っていないということをおっしゃりたい訳ですよね。
委 員	はい。
会 長	「担い手等」といった場合には、「など」には何が含まれますか。
委 員	「など」にはその他いろいろあって「など」ですが、ここではそういうことではなくて、担い手がまだ育成していない段階で、議論の中でも「すぎなみ地域大学」など担い手を高めていくということも含めた議論だったというのを、少し盛り込むのが良いのではないかと感じました。
会 長	「NPO等の地域の多様な担い手を育成しながら」という意味ですか。
委 員	それについては報告書10頁の(2)一番上の○で、「担い手の力量の向上を支援していく必要がある。」と記載されています。
会 長	「NPO等の地域の多様な担い手」の「NPO等」をとってしまったらどうですか。「地域の多様な担い手」としてしまうと漠然としすぎますか。
委 員	「NPO等」の中に「地域の担い手」を含んでいるのではないのでしょうか。
会 長	「等」というのは「地域の様々なボランティア団体」ですよね。
児童青少年課 長	そうですね。
会 長	ここは明らかにNPOを育てましょうというか、NPOが単なるボランティア団体ではなく、ミッションを持った公共的な性格を持ったものですので、そういう団体を育てましょうという意識だと思えます。だけれども、育っていない実態を考えるとどうですかね。
委 員	先ほどの委員の謙虚な心持ちも分からないではないですが、ここは「担い手」と胸を張った表現でよろしいのではないのでしょうか。
会 長	ここは報告書10頁で、先ほどご指摘の「担い手の力量の向上を支援していく必要がある。」と表現されていますので、このままでよろしいのでしょうか。
会 長	まだ納得されていないようですが、お気持ちは分かりますけれども、この文面のままで10頁の文面とあわせて読んでいただくということでまとめたいと思います。 これで全体は、ひと通り目を通したことになります。まだ、今日終わってからお気づきの点があれば、ご意見をお寄せいただければと思いますけれども、基本的には会の中で処理したいと思いますので、この報告書は以上を持って、意見・要望等と照らし合わせて確定するということにしたいと思います。
3 今後の進め方について	
会 長	今後の進め方について資料47の説明をお願いします。
児童青少年課 長	資料説明の前に、今会長にまとめていただいたとおり、会議のご意見の趣旨を踏まえた形で、事務局であらためて回答案を出させていただき、会長・副会長と調整のうえ確定させていただいて、固まりましたら改めて皆様のところへ事前にお送りさせていただきたいと思います。
児童青少年課 長	《資料47について説明》

会 長	それでは検討会としては、この13回を持って終了ということになります。この報告書(案)が、今日ご検討いただいた内容を修正していただいて、報告書として発表されます。
委 員	質問ですが、この作業部会での19年3月までの具体化計画の検討結果というのは、また何かの形で公開されるものですか。
児童青少年課 長	当然、検討会委員の皆様には説明する責任は区としてありますし、対外的に出していくものですので、皆様にもフィードバックさせていただきたいと思います。
会 長	この検討会は今日で終わってしまう訳ですので、今後は作業部会が具体化検討を進めますが、そこで作成された具体的な(案)を見て、この報告書とずれているのではないかということはないとは思いますが、そういう意見を述べる機会はありませんでしょうか。
児童青少年課 長	当初の期間を超えてきめ細かくご議論いただいて、恐らくこの報告書を課題ごとに落としていくと、20から30ぐらいの項目になると思います。ものによっては時間のかかるものもあると思います。ですが、検討会の趣旨を十分に踏まえて、できることから計画的に実施していくということが、私たちに課せられた責務ですので、ものによっては少し先まで見据えた形で実施せざるを得ない部分もありますが、何とか趣旨を踏まえる形で具体化を進めてまいりたいと思いますので、お任せいただきたいと思います。
会 長	それでは期待してお任せしたいと思います。以上であり方検討会を終わりにしたいと思います。
4 閉会	
児童青少年課 長	先ほども申し上げましたとおり、当初の予定を超えて長きに渡ってご議論いただきまして本当にありがとうございました。最後になりますが、拙い事務局の運営で皆様には多大なるご迷惑をおかけしたことを、この場をお借りしてお詫び申し上げる次第です。 私どもとしても、資料の作成や皆様の議論の中から非常に勉強させていただき、本当にありがたい機会を与えていただいたと思います。最後になりますので、委員には入っておりますが、私どもの児童館を所管する部の最高責任者でもあります、子ども家庭担当部長から一言皆様にお礼をさせていただきたいと思います。
子ども・家庭担当部長	検討会の終了にあたりまして一言御礼申し上げます。2月から10箇月近く長きに渡りまして、熱心なご議論をいただきまして本当にありがとうございました。いろいろな児童館・学童クラブを実地で見ていただきながら、良いところも悪いところも見ていただきながら、また子どもの声にも直接耳を傾けていただいて、その上で論議をされた結果ということです。国の制度等がございまして流動的なこともあり、これからも動いていく訳ですが、論議はある意味ではいつまでもきりが無いものですが、そういうことがあったとしても、このいただいた報告書に照らして考えていけば、一定の方向性が出るというものをいただいたと思っております。 学識深い先生方、あるいは地域のいろいろなご経験・活動されている委員の皆様と検討させていただいて、内容は重いものも大切なものもありましたけれど、皆様と議論させていただいたこと自体は、私としても非常に大きな喜びでした。今後、ご提言を最終的に確定していただいて、それに基づいて進めさせていただきますけれども、今後も忌憚ないご意見を是非いただければと思いますし、お名残惜しい気がしますが、これからはいろいろなところでお会いし、ご議論いただく機会が必ずあると思いますので、今日のところはここで検討会の終了にあたって、大変名残惜しく感じますが、本当に心からありがとうございましたと御礼を申し上げて、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。
会 長	最後になりますが、本来であれば委員の皆様には一言ずついただくところではありますが、時間も限られておりますので、最後に会長の私の挨拶で閉めたいと思います。 事務局および担当部長さんからご挨拶がありましたとおり、課題が非常に大きくて当初8月くらいまでということでしたが、そう甘くはなく、皆さんに長時間お付

き合いいただきました。今日たくさんご意見をいただいているように、学童クラブあるいは児童館の最前線にいる方にとっては、あるいは声なき声の子どもたちにとっては、どれだけ充分応えられているか不安はあります。しかし限られた時間の中で議論ができたのではないかと思います。それは議事録を見れば相当いろいろなことがボリューム厚くやられていると思います。

ちょうどこの議論をしている期間に、「いじめ・自殺問題」であるとか、昨日の文部科学省の有識者会議では「いじめた子どもを出席停止にするかしないか」というような議論を聞いていますと、学校だけではどうにもならない問題が山積しています。児童館のあり方、特に学童クラブのあり方、あるいは学校も含めた子どもの居場所の再構築については、最前線の課題であると思います。

ちょうどその間に「放課後子どもプラン」が出まして、最もホットなテーマになっていますし、ご意見の中にもありましたが杉並区は、日本で指折りのトップに位置するほど児童館が充実してきた地域だと思います。さらには「ゆう杉並」を始めとして、児童館の一つのスタイルを切り拓いてきたところだと思いますので、他区・市を見ますと児童館を廃館にするというような動きもチラホラ聞く中で、杉並がどのような道を選ぶのかというのは、私たちの議論を超えて注目をされる部分があるということです。

そういう点で課題に答えられたかどうか心配ですけれども、子どもたちの声も聞きつつ、いくつか児童館も見学しヒアリングもしつつ、課題に答える努力をした結果が今回の報告書ですので、それらを受け止めていただいて、より具体的な方向に結び付けていただければ、それが私たちの共通の願いだと思います。

今日は、お子さん代表はありませんけれども、毎回来ていただくたびに臨場感があり、凄く和やかでありました。この時間ですから皆さん本当にご苦労が多かったと思いますけれども、熱心なご意見をいただきまして会長として御礼申し上げます。それから事務局と区の担当の方々、それから今日傍聴に見えている方、これまでもたくさんの方が傍聴に見えましたけれども、恐らく発言して叫びたいような場面が傍聴された方にはたくさんあったのではないかと思いますし、今日見えてはいなくとも非常に関心をもって来られた方々が多いことを存じ上げております。

そういう方々のご意見も、今後、報告書の中身をさらに補っていただいたりして、次に結びつけていただければ幸いです。

長時間でしたけれども会長としての挨拶を終わります。ありがとうございました。